

## 「京都まち・ひと・こころ遺産」制度案についての意見募集

### ①「京都まち・ひと・こころ遺産」制度内容について

### ②「京都まち・ひと・こころ遺産」としてふさわしいと思うテーマ

京都市内には、約3,000の国宝、重要文化財及び市府指定登録文化財があります。これに加え、京都市では、“京都を彩る建物や庭園”制度や、“京都をつなぐ無形文化遺産”制度の2つの独自制度を創設し、京都の有形・無形の文化遺産を維持、継承、活用するための取組を進めてきたところです。

こうした取組の成果を踏まえ、京都のあらゆる文化遺産からテーマに関連する有形・無形の文化遺産を抽出し、文化遺産の集合体として、再認識、再評価し、維持、継承、活用するための制度を京都市独自に創設します。

京都の地域社会（まち）、多彩な文化遺産を支える人や貴重な匠の技（ひと）、精神性（こころ）などに光を当て、それに関連する有形・無形の文化遺産の集合体を「京都まち・ひと・こころ遺産」として認定し、京都の歴史や風土、文化遺産の成り立ちをより分かりやすく、より多くの人々に伝えていきます。

これにより、文化遺産を支える地域、支える人々が世界に誇る文化遺産を維持、継承しているという誇りを改めて認識することで、京都にとって本当に大切な文化遺産の維持、継承、活用を図ります。

「京都まち・ひと・こころ遺産」制度の内容や、市民の皆様が「京都まち・ひと・こころ遺産」としてふさわしいと思うテーマについての御意見等を募集いたします。皆様からの貴重な御意見をお待ちしております。

#### ◆ 募集期間

平成27年11月16日(月)～平成27年12月15日(火)【必着】

#### ◆ 応募方法

郵送、ファックス又は電子メールにより応募してください。

様式は自由です。本冊子の御意見記入用紙を御利用いただいても結構です。

電子メールで提出される場合は、直接テキスト形式で御意見を入力してください。

なお、提出いただいた書類は返却いたしませんので、御了承願います。

#### ◆ 御意見の取扱い

この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

また、御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に対する本市の考え方を取りまとめ、京都市情報館（京都市役所ホームページ）の文化財保護課のホームページ上で公表します。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

#### ◆ 問合せ先及び応募先

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

電話：(075) 366-1498 / FAX：(075) 213-3366

電子メール：[bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp)

平成27年11月



京都市  
CITY OF KYOTO

# 1 制度案の内容

## (1) 目的

千年を超えて都であり続けた京都において、先人達は、山紫水明の自然と共生し、暮らしや生活、町並みの中で、暮らしの美学、生き方の哲学を磨き、様々な文化を育んできました。その中には、文化財として指定され、歴史的に価値が高いものの、あまり知られていない文化遺産や、未指定であるものの、地域にとって大切な文化遺産などが数多く存在します。

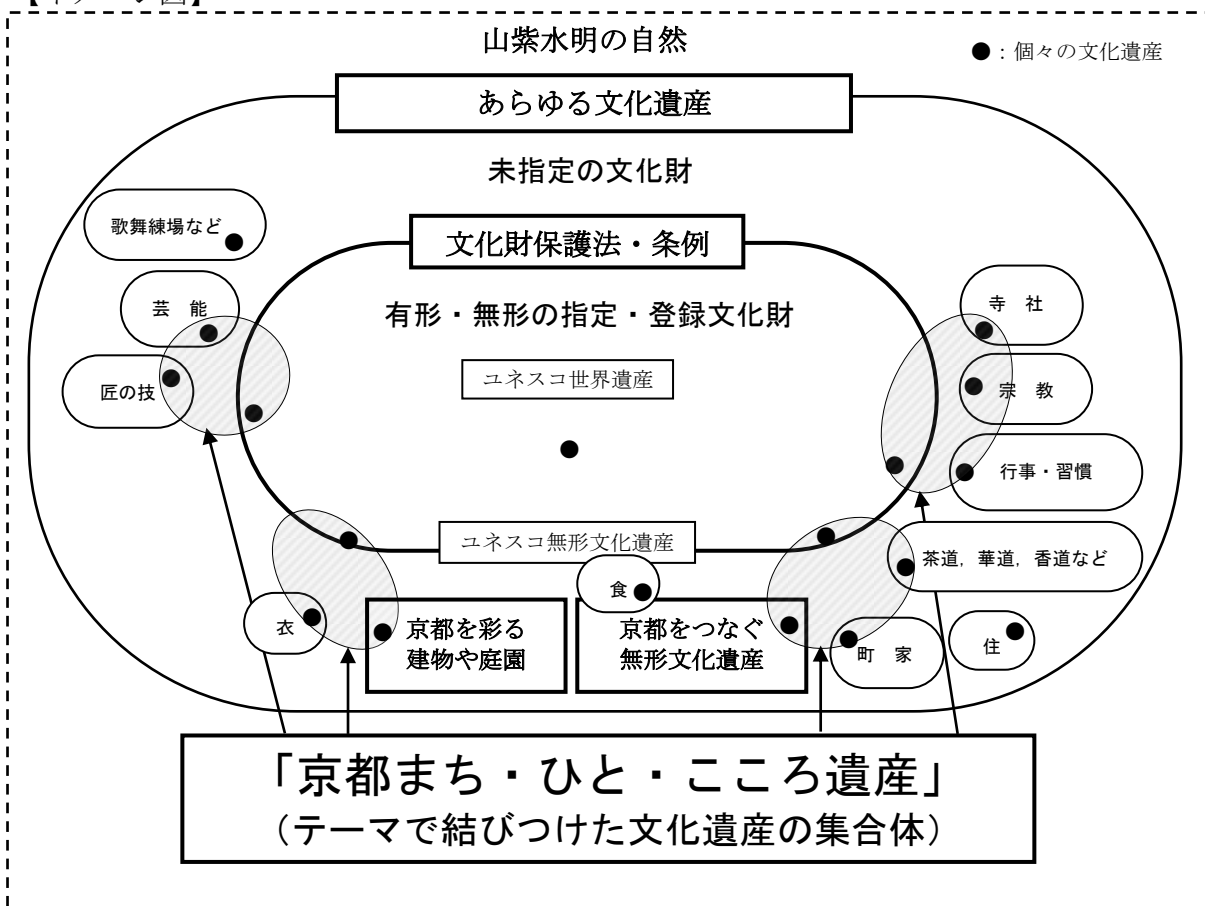
そこで、京都の地域社会（まち）、文化遺産を支える人や匠の技（ひと）、精神性（こころ）などに光を当て、京都のあらゆる文化遺産からテーマに関連する有形・無形の文化遺産を抽出して、調査等により集合体として価値評価を行うことで、京都の歴史や風土、文化遺産の成り立ちをより分かりやすく、より多くの人々に伝えていきます。

これにより、文化遺産を支える地域、支える人々が世界に誇る文化遺産を維持、継承しているという誇りを改めて認識することで、京都にとって本当に大切な文化遺産の維持、継承、活用を図ります。

## (2) 対象となる文化遺産

テーマに関連する有形・無形の文化遺産（文化財指定・登録の有無を問わない。）

【イメージ図】



### (3) 認定の方法

#### ア 審査会の設置

京都の文化遺産に関して見識を有する学識者、公募により選ばれた市民等で構成される審査会を設置し、テーマに関連する有形・無形の文化遺産の集合体を「京都まち・ひと・こころ遺産」として審査を行い、認定します。

#### イ 認定までの流れ

##### ① 認定候補の選出

審査会において、市民意見や有識者意見などを参考に、複数のテーマの中から、認定候補を選出し、調査する内容を検討します。

##### ② 文化遺産の調査

テーマに関連する個々の文化遺産について、所有者や関係者の皆様に御協力、御同意をいただいで現地調査、文献調査などを実施します。

##### ③ 審査

審査会において、調査の結果等を基に、テーマに関連する文化遺産の持つ価値について検討、審査を行います。

##### ④ 認定

審査会において、テーマに関連する有形・無形の文化遺産の集合体を「京都まち・ひと・こころ遺産」として認定します。

### (4) 認定後の対応

#### ア 認定証の交付

「京都まち・ひと・こころ遺産」として認定を受けた文化遺産に対し、認定証を交付します。

#### イ 公表

「京都まち・ひと・こころ遺産」のホームページ等により、認定を受けた文化遺産等の存在や魅力を市民や国内外の皆様に広くお知らせします。

### (5) その他

「京都まち・ひと・こころ遺産」制度は、京都ならではの文化遺産として維持、継承等を図る取組ですが、その所有者や関係者の皆様に対し、現状変更や所有権移転などを制限する制度ではありません。

## 2 テーマの例（これは一例です。）

京都の地域社会（まち）、文化遺産を支える人や匠の技（ひと）、精神性（こころ）などに基づくテーマ

「京の水路」、「剣鉾のまつり」、「京の庭園文化」、「映画文化が育まれたまち」など

「京都まち・ひと・こころ遺産」制度案についての御意見記入用紙

宛先 〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・K ビル 2 階  
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課



(FAX) 075-213-3366

(電子メール) [bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp)

【御意見記入欄】(※ 書ききれない場合は別の用紙に御記入ください。)

1 「京都まち・ひと・こころ遺産」制度内容に対する御意見

2 「京都まち・ひと・こころ遺産」としてふさわしいと思う具体的なテーマ、概要、構成する遺産など御自由に御記入ください。認定候補を検討する際の参考にさせていただきます。  
【記載例】：これは一例です。

テーマ	京の庭園文化
概要	京都では、平安建都から現代まで庭園が作られ続けており、様々な時代の庭園が今に継承されている。
構成遺産の例	二条城二の丸庭園、無鄰菴庭園、町家の庭 など 小堀遠州、小川治兵衛 庭仕事の技 など

テーマ	
概要	
構成遺産の例： (いくつか御記載ください。)	

※ 御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ下記の項目の当てはまる番号に「○」を御記入ください。

- 【性別】 1 男性                      2 女性
- 【年齢】 1 20歳未満      2 20歳代      3 30歳代      4 40歳代  
          5 50歳代            6 60歳代      7 70歳以上
- 【お住まい等】 1 京都市在住      2 京都市通勤・通学(京都市在住除く)      3 1, 2以外

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 平成27年11月発行 京都市印刷物第273114号

